

事 務 連 絡

平成18年6月16日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省老健局介護保険課  
計 画 課  
振 興 課

#### 平成18年4月改正事項関連通知の正誤について

標記については、平成18年3月31日付け通知等でお知らせしているところであるが、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について（平成18年老発第0331002号）、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について（平成18年老発第0331017号）、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成18年老発第0331020号）、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成18年老発第0331022号）、「老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年老発第0331028号）」、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」の一部改正について（平成18年老発第0412001号）及び「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」の一部改正について（平成18年老発第0412002号）」について、それぞれ、誤りがあったので、別紙1から別紙7までのとおりお知らせする。

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について（平成18年  
老発第0331002号）

別添 5ページ	改正後	1 3	<u>退居</u>	<u>退去</u>
7ページ		2～4	(4) 体験入居 開設後において は、契約締結 前に体験入居の 途を設けること。	(4) (略) (5) 入居募集等
7ページ		1 5	(5)・(6) (略)	(6) (略)
10 ページ	改正後	1 2	<u>前払い</u>	<u>前払</u>
10ページ	改正後	終わりから 1 1 ～1 0	が対象	<u>が対象</u>
13ページ	改正後	1 4～1 6	提携ホーム <u>利用可</u> (※ ※※※ホーム)	提携ホーム利用可(※ ※※ホーム)
13ページ	現行	1 4～1 6	提携ホーム <u>移行型</u> (※ ※※ホーム)	提携ホーム利用可(※ ※※※ホーム)
14ページ	改正後	終わりから 1 5	<u>前払い</u>	<u>前払</u>
別紙 10ページ	改正後	別紙様式中 4. サービスの 内容 入居者の状況	前年度の有料老人ホ ーム又は軽費老人ホ ームを退居した者の 人数	前年度の有料老人ホ ームを退去した者の 人数

ページ	段	行	誤	正
「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」 の一部改正について（平成18年老発第0331017号）				
5ページ	改正後	14	附則第8条	附則第23条

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成18年3月31日老発第0331020号）

12 改正後 16

4 食事（基準第17条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。
- (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。  
なお、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。
- (3) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。
- (4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

4 食事（基準第17条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 食事の提供について  
入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。  
また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。
- (2) 調理について  
調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。  
また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。
- (3) 適時の食事の提供について  
食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。
- (4) 食事の提供に関する業務の委託について  
食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。
- (5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について  
食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。
- (6) 栄養食事相談  
入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。
- (7) 食事内容の検討について  
食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が50人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置し

| | | |

ていない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等  
の栄養士)を含む会議において検討が加えられなければなら  
ないこと。

ページ	段	行	誤	正
「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成18年3月31日老発第0331022号）				
5ページ	改正後	13	2～3 (略)	第4 処遇に関する 事項 1～3 (略)
5ページ	改正前	4	2～3 (略)	第4 処遇に関する 事項 1～3 (略)
11ページ	改正後	25	<u>(5) 損害賠償(第3 項)</u>	<u>(5) 損害賠償(第4 項)</u>

ページ	段	行	誤	正
老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日老発第0331028号）				
3ページ		30	第2条	第6条

「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」の一部改正について（平成18年4月12日老発第0412001号）

2		8	平成17年9月30日	平成18年9月30日
6	改正後	8	(ケ)、(コ)、(サ) 及び (シ)	(ケ)、(コ)、(サ)、(シ) 及び (セ)
9	改正後	4	(4) 施設にかかる事務費支弁月額、当該施設の入所定員（地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。）によること。	(4) 施設にかかる事務費支弁月額は、当該施設の入所者又は一般入所者（ <u>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第4号イに規定する一般入所者をいう。以下同じ。</u> ）の数（ <u>前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数</u> ）によること。
10	改正後	8	<u>なお、この場合には、当該経過措置を受けようとする施設より申請書を提出させ、必要と認められた場合には、経過措置適用施設として認定し、施設に速やかに通知すること。</u>	<u>なお、この場合には、当該経過措置を受けようとする施設より申請書を提出させ、必要と認められた場合には、経過措置適用施設として認定し、施設に速やかに通知すること。</u> <u>また、当該経過措置を受けている施設であっても、1（1）イ（セ）に規定する介護サービス利用者負担加算については、適用することができる。</u>

19ページ改正後の段2行目から15行目表は次のとおりの誤り。

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	186,200	183,600	182,400	179,900	178,600	177,400	176,100	174,800	173,600	172,300	171,100	169,800
21-30	124,500	122,800	122,000	120,300	119,400	118,600	117,800	116,900	116,100	115,300	114,400	113,600
31-40	112,700	111,300	110,500	109,100	108,400	107,600	106,900	106,200	105,500	104,700	104,000	103,300
41-50	102,200	100,800	100,100	98,700	98,000	97,300	96,600	95,900	95,200	94,500	93,800	93,100
51-60	86,200	85,000	84,400	83,200	82,600	82,000	81,400	80,800	80,200	79,600	79,000	78,400
61-70	80,900	79,700	79,200	78,100	77,500	76,900	76,400	75,800	75,200	74,700	74,100	73,500
71-80	75,600	74,500	74,000	72,900	72,400	71,900	71,300	70,800	70,300	69,700	69,200	68,600
81-90	67,400	66,400	65,900	65,000	64,500	64,000	63,500	63,100	62,600	62,100	61,600	61,200
91-100	64,200	63,200	62,800	61,800	61,400	60,900	60,400	60,000	59,500	59,000	58,600	58,100
101-110	65,300	64,400	63,900	63,000	62,500	62,000	61,600	61,100	60,600	60,200	59,700	59,200
111-120	61,500	60,600	60,100	59,200	58,800	58,300	57,900	57,400	57,000	56,500	56,100	55,600
121以上	60,500	59,600	59,200	58,300	57,800	57,400	57,000	56,500	56,100	55,600	55,200	54,700



19 改正後 17 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和47年7月1日厚生省令第19号）

25 改正後 2 老人福祉施設定員規模別職員配置表

26 改正後 26 ①共通職員分

入所者	職種					
	施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	医師
	人	人	人	人	人	人
20	1		2	1	2(1)	(1)
30	1		2	1	2(1)	(1)
40	1		2	1	2(2)	(1)
50	1	1	2	1	3(1)	(1)
60	1	1	2	1	3(1)	(1)
70	1	1	2	1	3(1)	(1)
80	1	1	2	1	3(1)	(1)
90	1	2	2	1	3(1)	(1)
100	1	2	2	1	3(1)	(1)
110	1	2	3	1	3(1)	(1)
120	1	2	3	1	4	1
130	1	2	3	1	4	1

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

老人福祉施設規模別職員配置表

①共通職員分

入所者	職種					
	施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	医師
	人	人	人	人	人	人
20	1		2	1	3(1)	(1)
30	1		2	1	3(1)	(1)
40	1		2	1	4(2)	(1)
50	1	1	2	1	4(1)	(1)
60	1	1	2	1	4(1)	(1)
70	1	1	2	1	4(1)	(1)
80	1	2	2	1	4(1)	(1)
90	1	2	2	1	4(1)	(1)
100	1	2	2	1	4(1)	(1)
110	1	2	3	1	4(1)	(1)
120	1	2	3	1	4	1
130	1	2	3	1	4	1

32ページ改正後の段18行目から32行目表は次のとおりの誤り。

入所者数	人件費												管理費
	平成18年4月以降適用												
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	173,200	170,600	169,400	166,900	165,600	164,400	163,100	161,800	160,600	159,300	158,100	156,800	13,000

21-30	115,500	113,800	113,000	111,300	110,400	109,600	108,800	107,900	107,100	106,300	105,400	104,600	9,000
31-40	105,100	103,700	102,900	101,500	100,800	100,000	99,300	98,600	97,900	97,100	96,400	95,700	7,600
41-50	95,500	94,100	93,400	92,000	91,300	90,600	89,900	89,200	88,500	87,800	87,100	86,400	6,700
51-60	80,400	79,200	78,600	77,400	76,800	76,200	75,600	75,000	74,400	73,800	73,200	72,600	5,800
61-70	75,500	74,300	73,800	72,700	72,100	71,500	71,000	70,400	69,800	69,300	68,700	68,100	5,400
71-80	70,800	69,700	69,200	68,100	67,600	67,100	66,500	66,000	65,500	64,900	64,400	63,800	4,800
81-90	63,000	62,000	61,500	60,600	60,100	59,600	59,100	58,700	58,200	57,700	57,200	56,800	4,400
91-100	59,900	58,900	58,500	57,500	57,100	56,600	56,100	55,700	55,200	54,700	54,300	53,800	4,300
101-110	61,000	60,100	59,600	58,700	58,200	57,700	57,300	56,800	56,300	55,900	55,400	54,900	4,300
111-120	57,300	56,400	55,900	55,000	54,600	54,100	53,700	53,200	52,800	52,300	51,900	51,400	4,200
121以上	56,400	55,500	55,100	54,200	53,700	53,300	52,900	52,400	52,000	51,500	51,100	50,600	4,100

「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」の一部改正について（平成18年4月12日老発第0412002号）

5 改正後 2 加算対象者1人当たりの加算単価（月額）は、次に掲げる額とする。

施設定員	加算単価
60人以下	35,400円
61人～80人	30,330円
81人～100人	25,280円
111人～150人	20,230円
151人～200人	15,160円
201人以上	10,120円

加算対象者1人当たりの加算単価（月額）は、次に掲げる額とする。

施設定員	加算単価
60人以下	<u>34,890円</u>
61人～80人	<u>29,900円</u>
81人～110人	<u>24,920円</u>
111人～150人	<u>19,940円</u>
151人～200人	<u>14,950円</u>
201人以上	<u>9,970円</u>

5 改正前 9 ア 病弱者等介護加算  
加算対象者1人当たりの加算単価（月額）は、次に掲げる額とする。

施設定員	一般老人ホーム	盲老人ホーム
50人～60人	35,400円	22,250円
61人～80人	30,330円	19,210円
81人～100人	25,280円	16,180円
111人～150人	20,230円	—
151人～200人	15,160円	—
201人以上	10,120円	—

イ 夜勤介護職員加算

区 分	1施設当たり年額
特別区	5,745,000円
特甲地	5,644,000円

ア 病弱者等介護加算  
加算対象者1人当たりの加算単価（月額）は、次に掲げる額とする。

施設定員	一般老人ホーム	盲老人ホーム
50人～60人	<u>34,890円</u>	<u>21,930円</u>
61人～80人	<u>29,900円</u>	<u>18,930円</u>
81人～110人	<u>24,920円</u>	<u>15,950円</u>
111人～150人	<u>19,940円</u>	—
151人～200人	<u>14,950円</u>	—
201人以上	<u>9,970円</u>	—

イ 夜勤介護職員加算

区 分	1施設当たり年額
特別区	<u>5,764,000円</u>
特甲地	<u>5,662,000円</u>

甲 地	5,441,000円
乙 地	5,289,000円
丙 地	5,136,000円

支給割合改定地域	5,611,000円
甲 地	5,459,000円
支給割合改定地域	5,408,000円
乙 地	5,306,000円
支給割合改定地域	5,225,000円
丙 地	5,153,000円